夜間主コースで開講する下表左欄の法学部専門教育科目を修得した場合、それに対応する昼間コース開講の右欄の科目を履修することはできません。同様に、下表右欄の科目を修得した場合、それに対応する左欄の科目を履修することはできませんので、注意してください。 (例) 昼間コース開講の「物権法1」または「物権法2」のいずれかでも修得した場合、夜間主コース開講の「物権法」は履修できない。	
学	